



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *7 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則 (医務課)..... 1
- *8 和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則 (")..... 7
- *9 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (下水道課)..... 11

○ 告示

- 206 平成22年度地籍調査事業計画の一部変更 (地域政策課)..... 11
- 207 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の廃止 (障害福祉課)..... 12
- 208 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (")..... 12
- 209 平成23年度計量器定期検査 (商工観光労働総務課)..... 12
- 210 平成23年度前期技能検定の実施 (労働政策課)..... 14
- 211 平成23年度随時技能検定の実施 (")..... 17
- 212 道路の区域変更 (道路保全課)..... 20
- 213 道路の供用開始 (")..... 20
- 214 " (")..... 20
- 215 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 21
- 216 " (")..... 21
- 217 " (")..... 21
- 218 平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築住宅課)..... 21

○ 監査公表

- 監査公表第4号 23

規 則

和歌山県規則第7号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則（平成9年和歌山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第18条」に、「第20条―第32条」を「第19条―第31条」に、「第33条・第34条」を「第32条・第33条」に、「第35条」を「第34条」に改める。

第3条中「教務主幹」を「事務長代理1名、教務主幹」に、「15名以上」を「17名以上（実習調整者3名を含む。）」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 看護学科一部は3年課程全日制とし、看護学科二部は2年課程定時制とし、助産学科は1年課程全日制とする。

第15条第2項中「各授業科目」を「授業科目」に改め、同条第5項及び第6項中「対しては」を「対し

て」に改める。

第17条の見出しを「(卒業の認定及び称号の授与)」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 学院長は、看護学科一部及び看護学科二部の卒業の認定をした学生に対して卒業証書(別記第1号様式)及び専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

第17条に次の1項を加える。

4 学院長は、助産学科の卒業の認定をした学生に対して卒業証書を授与する。

第18条を削る。

第19条第1項各号列記以外の部分中「現に在学する」を削り、「次に掲げる学校等において、」を「次に掲げる学校等において」に、「当該学院」を「学院」に改め、同条第2項中「現に在学する」を削り、「当該学院」を「学院」に改め、同条を第18条とする。

第3章中第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

第23条第1項中「入学を許可する」を「合否を決定する」に改め、同条を第22条とする。

第24条第1項中「入学を許可された」を「前条第1項の選考により合格となった」に、「学院長に提出」を「入学手続を」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の入学手続を完了した者に対しては、入学を許可する。

第24条に次の1項を加え、同条を第23条とする。

3 第1項の入学手続をしない者に対しては、入学を許可しないものとする。

第25条第5項中「当該保証人」を「保証人」に改め、同条を第24条とする。

第26条第5項中「転入学、」を削り、同条を第25条とする。

第27条を第26条とし、第28条から第31条までを1条ずつ繰り上げ、第32条第2項中「第26条第4項」を「第25条第4項」に改め、同条を第31条とし、第4章中第33条を第32条とし、第34条を第33条とし、第5章中第35条を第34条とする。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第1号様式 (第17条関係)

(その1)

和歌山県立高等看護学院長 氏名	年 月 日	療専門課程) と称することを認める 成六年文部省告示第八十四号) により専門士 (医 修了したので卒業証書を授与し文部大臣告示 (平 部) の所定の課程を 本学院看護専門課程看護学科	割印	学院印	第 号
	氏名		年 月 日生	卒業証書	
印					

(その2)

和歌山県立高等看護学院長 氏名	年 月 日	修了したので卒業証書を授与する 本学院看護専門課程助産学科の所定の課程を	割印	学院印	第 号
	氏名		年 月 日生	卒業証書	
印					

別記第2号様式 (第21条関係)

和歌山県証紙をここに貼ってください。貼りきれない場合は、裏面余白に貼ること。消印は、しないこと。

年 月 日

和歌山県立高等看護学院長 様

志願者氏名 _____ ㊟

_____ 年 月 日生 満 歳

性別 (男・女)

入 学 願 書

私はこのたび貴学院 学科 部に入学したいので、 所定の書類を添えて申し込みます。		写真貼付欄 大きさ 縦60mm×横40mm 無帽・正面・上半身 ※撮影後3か月以内のもの ※裏面に氏名を明記のこと。
〒 _____ 現住所 _____ 電 話 _____		
受験票送付先 〒 _____ 住 所 _____ 電 話 _____		
学 歴	高等学校 _____ 年 月 日 卒 業 卒業見込	
	大学・短大 _____ 年 月 日 卒 業 卒業見込	
	看護学校 _____ 年 月 日 卒 業 卒業見込	
准看護師免許 登 録 番 号 第 _____ 号 登録年月日 _____ 年 月 日		看護師免許 登 録 番 号 第 _____ 号 登録年月日 _____ 年 月 日

職 歴

年 月から	年 月まで	

別記第3号様式 (第23条関係)

和歌山県証紙をここに貼ってください。
貼りきれない場合は、裏面余白
に貼ること。消印は、しないこと。

誓 約 書

私は、貴学院の諸規則を守り、学生の本分に従い学業に精励することを誓います。

年 月 日

〒

現 住 所

本人氏名

印

年 月 日生

私たちは、上記の者の在学中の一切のことに關し連帯して責任を負うことを誓います。

年 月 日

〒

現 住 所

電 話

本人との続柄

保証人氏名

印

年 月 日生

年 月 日

〒

現 住 所

電 話

本人との続柄

保証人氏名

印

年 月 日生

和歌山県立高等看護学院長 様

別記第4号様式 (第24条関係)

保証人氏名等変更届

年 月 日

和歌山県立高等看護学院長 様

学科・学年

番 号

氏 名

印

下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

記

変更内容	
変更前	氏 名 〒 現住所 電 話
変更後	氏 名 〒 現住所 電 話
変更の理由	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第8号

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則

和歌山県立なぎ看護学校学則（平成7年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 看護学科は、3年課程全日制とする。

第4条中「7名以上」の次に「（実習調整者1名及び副実習調整者1名を含む。）」を加える。

第8条第1項各号列記以外の部分中「次のとおり」の次に「とし、休業日には授業を行わないもの」を加え、同条第2項中「学校長」を「前項の規定にかかわらず、学校長」に改め、「変更し」の次に「、休業日以外の日を臨時に休業日とし」を加え、同条に次の1項を加える。

3 学校長は、非常変災の場合その他急迫の異常があると認めた場合には、臨時に授業を行わないことができる。

第10条第1項中「単位」の次に「又は履修」を加える。

第12条の2中「看護専門課程」を「医療専門課程」に改める。

第17条第1項中「入学を許可する」を「合否を決定する」に改める。

第18条第1項中「入学を許可された」を「前条第1項の選考により合格となった」に、「学校長に提出」を「入学手続を」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

第18条に次の1項を加える。

3 学校長は、第1項に規定する手続をしない者に対しては、入学を許可しないものとする。

第20条第5項中「転入学、」を削る。

第25条第4項中「し、通算して3年を超えることができない」を「する」に、「限りではない」を「限りでない」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 休学期間は、通算して3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合において学校長の許可を受けたときは、この限りでない。

第31条（見出しを含む。）中「運営委員会」を「運営会議」に改める。

第32条を第33条とし、第31条の次に次の1条を加える。

（その他の会議等）

第32条 看護学校の運営を円滑にするために、教務会議、実習指導者会議、自己点検・自己評価委員会、ホームページ管理運営委員会等を置く。

2 前項の会議等に関し必要な事項は、学校長が定める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第12条関係)

第 号	卒業 証 書	学校印	氏名	割印	年 月 日 生	右の者は本校看護学科所定の課程を修了したので 卒業証書を授与し文部大臣告示 (平成六年文部省 告示第八十四号) により専門士 (医療専門課程) と称することを認める	年 月 日	和歌山県立なぎ看護学校長	氏 名	印
--------	--------------	-----	----	----	------------------	---	-------------	--------------	--------	---

別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

別記第3号様式 (第18条関係)

和歌山県証紙をここに貼ってください。
貼りきれない場合は、裏面余白
に貼ること。消印は、しないこと。

誓 約 書

私は、貴校の諸規則を守り、学生の本分に従い学業に精励することを誓います。

年 月 日

〒

現 住 所

本人氏名

印

年 月 日生

私たちは、上記の者の在学中の一切のことに關し連帯して責任を負うことを誓います。

年 月 日

〒

現 住 所

電 話

本人との続柄

保証人氏名

印

年 月 日生

年 月 日

〒

現 住 所

電 話

本人との続柄

保証人氏名

印

年 月 日生

和歌山県立なぎ看護学校長 様

別記第4号様式 (第19条関係)

保証人氏名等変更届

年 月 日

和歌山県立なぎ看護学校長 様

学籍番号

氏 名

印

下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

記

<p>変 更 内 容</p>	
<p>変 更 前</p>	<p>氏 名 〒 現住所 電 話</p>
<p>変 更 後</p>	<p>氏 名 〒 現住所 電 話</p>
<p>変更の理由</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第9号

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年和歌山県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第3号中「並びに登録の申請者が法人である場合にあってはその法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本」を「、登録の申請者が法人である場合にあってはその登記事項証明書」に改める。

第7条第3項第1号中「及び浄化槽保守点検業者が法人である場合にあってはその法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本」を「、浄化槽保守点検業者が法人である場合にあってはその登記事項証明書」に改め、同項第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第1号様式（表面）中「県証紙ちょう付欄」を「県証紙貼付欄」に改め、同様式（裏面）備考2（6）中「並びに登録の申請者が法人である場合にあってはその法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本」を「、登録の申請者が法人である場合にあってはその登記事項証明書」に改める。

別記第6号様式の2中「県証紙ちょう付欄」を「県証紙貼付欄」に改める。

別記第7号様式備考1（1）ア中「及び浄化槽保守点検業者が法人である場合にあってはその法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本」を「、浄化槽保守点検業者が法人である場合にあってはその登記事項証明書」に改め、同様式備考1（1）ウ中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第206号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成22年度地籍調査事業計画（平成22年和歌山県告示第593号）の一部を、次のとおり変更した。

平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

項 目	変 更 前	変 更 後	
調 査 地 域	郡 市 名	有田郡	有田郡
	町 村 名	有田川町	有田川町
	調査地域名	大字金屋の一部 大字遠井の一部 大字沼の一部 大字境川の一部 大字生石の一部 大字川口の一部 大字板尾の一部 大字瀬井の一部 大字日物川の一部 大字中井原の一部 大字杉野原の一部 大字三田の一部	大字金屋の一部 大字遠井の一部 大字沼の一部 大字境川の一部 大字生石の一部 大字川口の一部 大字板尾の一部 大字瀬井の一部 大字日物川の一部 大字中井原の一部 大字杉野原の一部 大字三田の一部

大字彦ヶ瀬の一部

大字彦ヶ瀬の一部
大字小原の一部

和歌山県告示第207号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3031000 015	夢あじさい	和歌山県橋本市恋野14 17-1	社会福祉法人橋本福祉会	和歌山県橋本市恋野14 17-1	平成 22. 3. 31

和歌山県告示第208号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指定年月日
有限会社長沢薬局 漢方専門店	田辺市高雄1-5-50	—	長澤昭彦	平成 23. 3. 1
有限会社長沢薬局	田辺市秋津町205-6	—	高岸津子	平成 23. 3. 1

和歌山県告示第209号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、平成23年度計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施の期日を次のとおり定めたので告示する。

平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施区域、実施場所及び実施の期日

実施区域	実施場所	実施年月日
高野町	高野町役場富貴支所	平成23年4月22日
	高野町中央公民館	〃
かつらぎ町	紀北川上農業協同組合志賀グリーン店	平成23年5月11日
	かつらぎ町役場花園支所	〃
	紀北川上農業協同組合大谷総合選果場	平成23年5月12日
	かつらぎ体育センター	〃
	紀北川上農業協同組合西総合選果場	平成23年5月13日

	笠田ふるさと交流館	〃
橋本市	学文路地区公民館	平成23年5月17日
	隅田地区公民館	〃
	紀見北地区公民館	平成23年5月18日
	高野口地区公民館	平成23年5月19日
	橋本市民会館	平成23年5月20日
由良町	紀州日高漁業協同組合衣奈支所	平成23年5月26日
	紀州日高漁業協同組合大引支所	〃
	由良町役場	平成23年5月27日
九度山町	九度山町役場	平成23年5月31日
日高町	比井小学校	平成23年6月3日
	グリーン日高農業協同組合選果・集荷場	〃
美浜町	美浜町公民館三尾分館	平成23年6月10日
	美浜町役場	〃
日高川町	紀州中央農業協同組合寒川事業所	平成23年6月15日
	日高川町役場美山支所	〃
	紀州中央農業協同組合早蘇営業所	平成23年6月16日
	日高川交流センター	〃
	山野小学校	平成23年6月17日
	紀州中央農業協同組合農産物加工施設	〃
	紀州中央農業協同組合川辺支所	〃
印南町	みなべいなみ農業協同組合稲原出張所	平成23年6月23日
	みなべいなみ農業協同組合真妻事業所	〃
	みなべいなみ農業協同組合切目川出張所	〃
	みなべいなみ農業協同組合切目集荷場	平成23年6月24日
	印南町公民館	〃
御坊市	紀州中央農業協同組合名田支所	平成23年7月6日
	塩屋公民館	〃
	紀州中央農業協同組合野口営業所	〃
	藤田会館	平成23年7月7日
	財部会館	〃
	御坊市役所	平成23年7月8日
みなべ町	清川公民館	平成23年7月20日
	高城公民館	〃
	南部公民館岩代分館	平成23年7月21日
	みなべ町中央公民館	〃

	みなべ町役場第1庁舎	平成23年7月22日
上富田町	紀南農業協同組合営農センター	平成23年9月8日
	〃	平成23年9月9日
すさみ町	周参見公民館佐本分館	平成23年9月15日
	江住公民館	〃
	すさみ町総合センター	平成23年9月16日
田辺市	白寿荘	平成23年9月20日
	湯ノ又集会所	〃
	龍神行政局	〃
	大塔総合文化会館	平成23年9月21日
	紀南農業協同組合三川店	〃
	紀南農業協同組合富里店	〃
	近野林業会館	平成23年9月22日
	中辺路行政局	〃
	上芳養農村環境改善センター	平成23年10月5日
	中芳養公民館	〃
	紀南農業協同組合稲成支所	〃
	秋津川公民館	平成23年10月6日
	上秋津農村環境改善センター	〃
	秋津地区多目的研修センター	〃
	東原多目的集会所	平成23年10月7日
	三栖コミュニティセンター	〃
	万呂コミュニティセンター	〃
	新庄公民館	平成23年10月12日
	青少年研修センター	〃
	〃	平成23年10月13日
〃	平成23年10月14日	
白浜町	旧白浜漁協椿支所	平成23年10月26日
	白浜町役場安居出張所	〃
	白浜町役場市鹿野出張所	〃
	日置川拠点公民館	平成23年10月27日
	白浜町役場富田事務所	〃
	白浜町中央公民館	平成23年10月28日

和歌山県告示第210号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、平成23年度前期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施する等級別検定職種

(1) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業）、建築板金（内外装板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）、写真（肖像写真作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

れんが積み（れんが積み作業）

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 1級、2級、3級及び単一等級

検 定 職 種	手数料 (1件)
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、とび、左官、築炉、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、広告美術仕上げ、写真、フラワー装飾、れんが積み	16,500円

(イ) (ア) の規定にかかわらず、公共職業能力開発施設の生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒、大学の学生その他これらに類すると知事が認める者については、次のとおりとする。

3級

検 定 職 種	手数料 (1件)
園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、写真、フラワー装飾	11,000円

イ 実施期日

実技試験は、写真を除く3級職種は平成23年6月6日(月)から同年8月14日(日)まで、その他の職種は平成23年6月6日(月)から同年9月11日(日)までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成23年5月31日(火)から和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種	等 級	実 施 日
園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、フラワー装飾	3級	平成23年7月24日(日)
造園、金属熱処理、とび、築炉、防水施工、化学分析、塗装	1級及び2級	平成23年8月21日(日)
機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	1級及び2級	平成23年8月28日(日)
写真	1級、2級及び3級	平成23年8月31日(水)
建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、タイル張り、表装、フラワー装飾	1級及び2級	平成23年9月4日(日)
れんが積み	単一等級	平成23年9月4日(日)

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市、田辺市及び新宮市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

和歌山県職業能力開発協会

和歌山市砂山南三丁目3番38号

和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

平成23年4月11日(月)から同年4月20日(水)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒(宛先を記入し、通常郵便定形50gの郵便料金相当額の郵便切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記

すること。

なお、試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものだけに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料(3の(1)のアに定める額)及び学科試験の手数料(3,100円)を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、平成23年9月30日(金)に和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館本館連絡通路に掲示するとともに、書面で通知する。

ただし、3級の技能検定合格者(写真は除く。)の合格発表は、平成23年8月26日(金)に和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館本館連絡通路に掲示するとともに、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級及び3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章、単一等級の技能検定合格者には単一等級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課(電話番号 073-441-2802)又は和歌山県職業能力開発協会(電話番号 073-425-4555)に問い合わせること。

和歌山県告示第211号

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、平成23年度随時技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施する等級別検定職種

(1) 3級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業、軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下

製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

注 1の(1)に掲げる3級の職種に係る試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

3級、基礎1級及び基礎2級

検 定 職 種	手数料 (1件)
機械検査、婦人子供服製造	13,700円
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装	16,500円

イ 実施期日

実技試験は、平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 1件につき3,100円

イ 実施期日

学科試験は、平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）までの間において、別途協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験は、別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

和歌山県職業能力開発協会
和歌山市砂山南三丁目3番38号
和歌山技能センター内
電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、協会が配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（宛先を記入し、通常郵便定形50gの郵便料金相当額の郵便切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3の（1）のアに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。

7 その他

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等

の認定に活用するものである。

なお、技能検定については不明な点は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（電話番号 073-441-2802）又は和歌山県職業能力開発協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町西本庄字木賊2093番地先から同町西本庄字天神1342番2地先まで	旧	7.00 } 12.40	655.00	
同上	新	11.00 } 22.10	655.00	

和歌山県告示第213号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡みなべ町西本庄字木賊2093番地先から同町西本庄字天神1342番2地先まで

供用開始の期日 平成23年3月1日

和歌山県告示第214号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡みなべ町滝字郷美354番10地先から同町島之瀬字中髭799番地先まで

供用開始の期日 平成23年3月6日13時

和歌山県告示第215号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3103	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字北鳥居田804番1の一部	奈良県五條市田園二丁目2番の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 23. 2. 18	6. 00	42. 63

和歌山県告示第216号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3122	御坊市湯川町財部字畑ヶ田742番2の一部、742番10の一部、742番12の一部	日高郡みなべ町芝794番地5 橋本尚直	平成 23. 2. 18	4. 10	22. 20

和歌山県告示第217号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3130	新宮市緑ヶ丘1丁目6431番82	新宮市徐福1丁目6-21 三和建設株式会社 代表取締役 濱口克己	平成 23. 2. 18	4. 50	18. 60

和歌山県告示第218号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、当該試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、和歌山県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成23年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 試験日及び時間
(1) 「学科の試験」
ア 二級建築士

平成23年7月3日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 木造建築士

平成23年7月24日（日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

ア 二級建築士

平成23年9月11日（日）午前11時30分から午後4時まで

イ 木造建築士

平成23年10月9日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験場

(1) 「学科の試験」

和歌山県立和歌山工業高等学校 和歌山市西浜3-6-1

(2) 「設計製図の試験」

和歌山大学 和歌山市栄谷930

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成23年4月1日（金）から同月7日（木）まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間

(ア) 社団法人和歌山県建築士会

a 受付場所 和歌山市ト半町38 和歌山県建築士会館内

b 受付期間 平成23年4月11日（月）から同月15日（金）までの午前10時から午後4時まで

(イ) 社団法人和歌山県建築士会田辺支部

a 受付場所 田辺市朝日ヶ丘15-14 田辺建築センター内

b 受付期間 平成23年4月11日（月）及び同月12日（火）の午前10時から午後4時まで

(ウ) 社団法人和歌山県建築士会新宮支部

a 受付場所 新宮市馬町1-1-4 烏藤一級建築設計事務所内

b 受付期間 平成23年4月11日（月）及び同月12日（火）の午前10時から午後4時まで

イ 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成21年又は平成22年の試験の学科の試験（住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書を添付することにより行う。

ウ 受験申込書の受付

受験の申込書の受付は、原則としてアの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、ア（ア）のみで受け付けるものとし、受付期間の最終日までの消印のあるもので、宛先を明記し、所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成23年12月1日 (木) (予定)

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士は平成23年8月23日 (火) (予定) に、木造建築士は平成23年9月6日 (火) (予定) に通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

6 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成23年6月8日 (水) から財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人和歌山県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第4号

平成13年3月30日付で公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月1日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎
 和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 包括外部監査の特定事件

和歌山県立医科大学付属病院及び同紀北分院の運営、管理状況

2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
第3章 包括外部監査の結果 (紀北分院関連) III. 監査の結果 3. 診療科別損益計算 診療科別に損益の計算を行うことは管理手法として有用であり、早期の実施が必要である。	新病院開院 (平成22年9月) に併せて、診療科別の診療収入等を算出できる医療情報システムを新たに導入した。 そのシステムを活用することにより、診療科別の損益計算が可能となった。